

通達・質疑・行政指導等

1 S40.5.6 自消丙予発第 86 号質疑

「球形高張力特鋼板製タンクを利用した危険物貯蔵所」

2 S51.4.15 消防予第 51 号質疑

「危険物屋外貯蔵タンク上蓋の構造」

ステンレス鋼板製タンク等特殊鋼板を利用した場合の厚さは、次の計算式により算出された数値（小数点 2 位以下の数値は切り上げる。）以上で、かつ、2.8 mm 以上のものとする。ただし、圧力タンクを除く。

$$t = \sqrt[3]{\frac{400 \times 21}{\sigma \times A}} \times 3.2$$

t : 使用する鋼板の厚さ (mm)

 σ : 使用する鋼板の引張強さ (N/mm²)

A : 使用する鋼板の伸び (%)

3 S52.3.30 消防危第 56 号通達

「圧力タンク」とは、最大常用圧力が正圧又は負圧で水柱 5kPa を超えるものをいう。

負圧タンクの水圧試験は、当該タンク負圧の絶対値に相当する圧力の 1.5 倍の水圧をタンクに加えて行うことができる。

4 S57.1.19 消防危第 10 号通達

「危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の施行について」

・水圧試験の圧力の加圧時間

(1) 高压ガス保安法第 20 条の規定の適用を受ける高压ガスの製造のための施設である圧力タンク（則第 20 条の 5 の 2 第 1 号） … 10 分以上 20 分間以下

(2) 労働安全衛生法施行令第 12 条第 2 号、同令第 13 条第 8 号又は第 24 号に掲げる機械等である圧力タンク（則第 20 条の 5 の 2 第 2 号又は第 3 号） … 30 分以上

5 H9.4.1 消防危第 42 号通達

「高压ガス保安法施行令附則第 5 条及び第 8 条による危険物の規制に関する政令等の一部改正について」

・液体危険物タンクの水圧試験の特例

・屋外貯蔵タンク等の構造に係る技術上の基準（水圧試験に係る部分に限る）の特例

タンク部材の鋼板は、JIS 公差板を使用して差し支えない。

● 耐震・耐風圧構造

危政令 11-1-5

屋外貯蔵タンクは、総務省令で定めるところにより、地震及び風圧に耐えることができる構造とするとともに、その支柱は、鉄筋コンクリート造、鉄骨コンクリート造その他これらと同等以上の耐火性能を有するものであること。

規則・関連政令等

○則 21-1（屋外貯蔵タンクの耐震又は耐風圧構造）

地震又は風圧に耐えることができる構造（特定屋外貯蔵タンク以外のタンクに限る。）は、地震動による慣性力又は風荷重による応力が屋外貯蔵タンクの側板又は支柱の限られ

た点に集中しないように当該タンクを堅固な基礎及び地盤の上に固定したものとする。

○則 21-2

前項の地震動による慣性力及び風荷重の計算方法は、告示で定める。

○告 4 の 23 (地震動による慣性力及び風荷重の計算方法)

1 地震動による慣性力は、タンクの自重と当該タンクに貯蔵する危険物の重量との和に設計水平震度を乗じて求めること。この場合において、設計水平震度は、次の式によるものとする。

$$k h'_1 = 0.15 v_1 \cdot v_2$$

$k h'_1$ は、設計水平震度

v_1 は、地域別補正係数

v_2 は、地盤別補正係数

2 風荷重は、第4条の19第1項に定めるところによること。

① 1 m^2 当たりの風荷重は、次の式によること。

$$q = 0.588 k \sqrt{h}$$

q は、風荷重 (単位 kN/m^2)
 k は、風力係数 (円筒形タンクの場合は 0.7、円筒形タンク以外のタンクの場合は 1.0)
 h は、地盤面からの高さ (単位 m)

② 前号の規定にかかわらず、海岸、河岸、山上等強風を受けるおそれのある場所に設置するタンク又は円筒形タンクで地盤面からの高さが 25m 以上のものに係る風荷重の値は、 1 m^2 につき 2.05 kN、円筒形タンク以外のタンクで地盤面からの高さが 25m 以上のものに係る風荷重の値は、 1 m^2 につき 2.94 kN とすること。

通達・質疑・行政指導等

1 S35.7.6 自消乙予発第 2 号質疑

「堅固な地盤又は基礎の上への固定」

2 S46.1.5 消防予第 2 号質疑

「タンク支持の耐火構造について」

地震動による慣性力及び風圧力に対するタンク本体の安全性の検討は、転倒と滑動の可能性について行うこと。

支柱高さ 1 m 以上については、耐火措置を講ずること。(高引火点は除く)
別添資料 9 参照

原則として、屋外貯蔵タンクに係る歩廊橋は認められない。

3 H8.10.15 消防危第 125 号通達

「既設の屋外貯蔵タンクの歩廊橋の耐震対策に係る運用について」

4 R4.3.30 消防危第 63 号通達

「小規模屋外貯蔵タンクの津波・水害対策について」

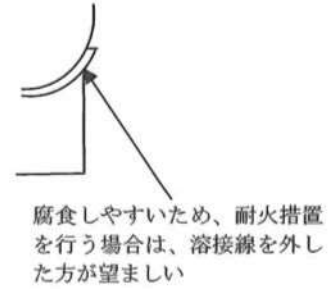
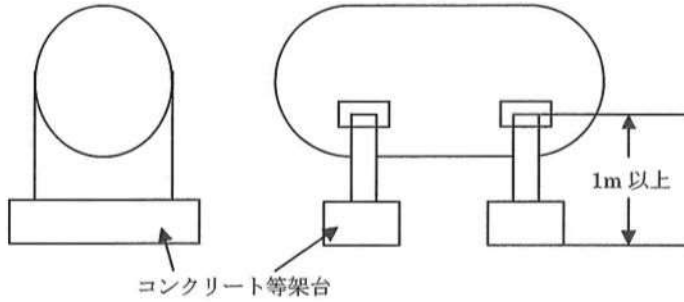
* 技術基準として法令に定めがあるものではない。

資料 9

耐火措置の必要性の有無について

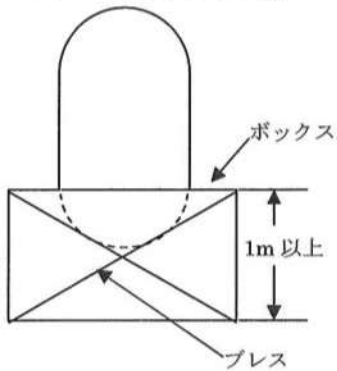
1 鞍型

座屈しにくい構造となっているため不要である。



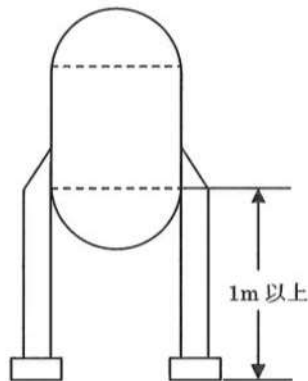
2 ボックス型

柱及び梁は必要であるが、プレスについては不要である。



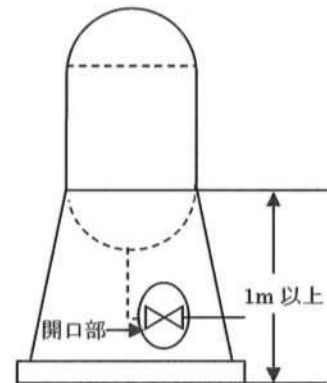
3 支柱型

架台の付け根までの距離とし、そこまでの耐火措置が必要である。



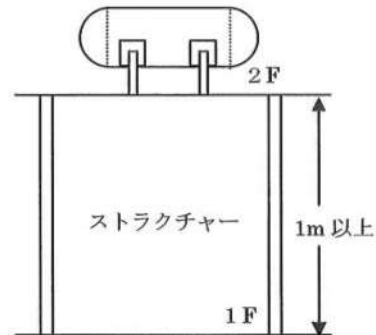
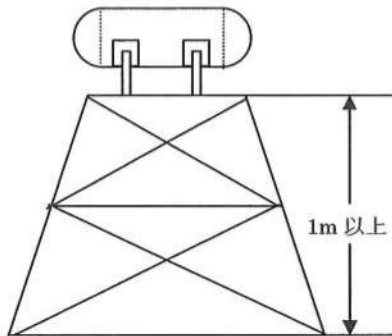
4 スカート型

円筒支柱のため座屈しにくい構造のため不要である。



5 矢倉型

柱及び梁は必要であるが、プレスについては不要である。



消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件

(平成16年5月31日)

(消防庁告示第9号)

改正	平成18年7月3日	消防庁告示第32号
同	21年2月26日	同第2号
同	21年9月15日	同第18号
同	22年2月5日	同第4号
同	26年4月14日	同第14号
同	30年3月29日	同第6号
同	31年4月18日	同第6号
	令和2年12月25日	同第19号

消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第31条の6第1項及び第4項の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を次のとおり定める。

第1 用語の定義

この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 点検 消防用設備等にあつては消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)第17条第1項の技術上の基準に、特殊消防用設備等にあつては同条第3項の設備等設置維持計画に適合しているかどうかを確認することをいう。
- 2 消防用設備等の種類等 消防用設備等(非常電源、配線及び総合操作盤の部分を除く。)の種類及び非常電源の種別並びに配線及び総合操作盤の別をいう。
- 3 消防用設備等の機器 消防用設備等のヘッド、感知器、加圧送水装置、配管等の機器をいう。

第2 点検の内容及び点検の方法

点検の内容及び点検の方法は、次のとおりとする。ただし、特殊消防用設備等にあつては、法第17条第3項に規定する設備等設置維持計画によるものとする。

- 1 機器点検 次の事項について、消防用設備等の種類等に応じ、別に告示で定める基準に従い確認すること。
 - (1) 消防用設備等に附置される非常電源(自家発電設備に限る。)又は動力消防ポンプの正常な作動
 - (2) 消防用設備等の機器の適正な配置、損傷等の有無その他主として外観から判別できる事項
 - (3) 消防用設備等の機能について、外観から又は簡易な操作により判別できる事項
- 2 総合点検 消防用設備等の全部若しくは一部を作動させ、又は当該消防用設備等を使用することにより、当該消防用設備等の総合的な機能を消防用設備等の種類等に応じ、

別に告示で定める基準に従い確認すること。

第3 点検の期間

点検の期間は、次の表の上欄（左欄）に掲げる消防用設備等の種類等並びに同表中欄に掲げる点検の内容及び方法に応じ、同表下欄（右欄）に掲げるとおりとする。ただし、特殊消防用設備等にあつては、法第17条第3項に規定する設備等設置維持計画に定める期間によるものとする。

消防用設備等の種類等	点検の内容及び方法	点検の期間
消火器具、消防機関へ通報する火災報知設備、誘導灯、誘導標識、消防用水、非常コンセント設備、連結散水設備、無線通信補助設備及び共同住宅用非常コンセント設備	機器点検	6月
屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、非常警報器具及び設備、避難器具、排煙設備、連結送水管、非常電源(配線の部分を除く)、総合操作盤、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、共同住宅用スプリンクラー設備、共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備、共同住宅用非常警報設備、共同住宅用連結送水管、特定小規模施設用自動火災報知設備、加圧防排煙設備、複合型居住施設用自動火災報知設備並びに特定駐車場用泡消火設備	機器点検	6月
	総合点検	1年
配線	総合点検	1年

第4 点検の結果についての報告書の様式

点検の結果の報告は、別記様式第1の消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告に、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類等に応じ、別に告示又は設備等設置維持計画で定める点検票を添付して行うものとする。ただし、消防用設備等のうち、消防長又は消防署長が適当と認める場合にあつては、別記様式第2の消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果総括表及び別記様式第3の消防用設備等(特殊消防用設備等)点検者一覧表を添付することをもって足りるものとする。

別記様式第 1

消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書		
年 月 日		
消防長（消防署長）（市町村長） 殿		
届 出 者		
住 所		
氏 名		
電話番号		
下記のとおり消防用設備等（特殊消防用設備等）の点検を実施したので、消防法第17条の3の3の規定に基づき報告します。		
記		
防 火 対 象 物	所 在 地	
	名 称	
	用 途	
	規 模	地上 階 地下 階 延べ面積 m ²
消防用設備等（特殊消防用設備等）の種類等		
※受 付 欄		※経 過 欄
		※備 考

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 消防設備士又は消防設備点検資格者が点検を実施した場合は、点検を実施した全ての者の情報を別記様式第3に記入し、添付すること。

3 消防用設備等又は特殊消防用設備等ごとの点検票を添付すること。

4 ※印欄は、記入しないこと。

別記様式第 2

消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果総括表

(その 1)

名 称			防 火 管 理 者		
所 在 地			点検実施 責 任 者		
点検種別	機器点検・総合点検・(設備等設置維持計画による点検)	点検年月日	年 月 日～ 年 月 日		
設 備 名	点 検 結 果		措 置 内 容	立 会 者	
	判 定	不良内容			
	良・不良				
	良・不良				
	良・不良				
	良・不良				
	良・不良				
	良・不良				

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

2 判定欄は、正常の場合は「良」に、不良の場合は「不良」に○印を付し、不良内容欄にその内容を記入すること。

3 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

別記様式第2

消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果総括表

（その2）

設 備 名	点 検 結 果		措 置 内 容	立 会 者
	判 定	不良内容		
	良・不良			
	良・不良			
	良・不良			
	良・不良			
	良・不良			
	良・不良			
	良・不良			
	良・不良			
	良・不良			
	良・不良			
	良・不良			

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 判定欄は、正常の場合は「良」に、不良の場合は「不良」に○印を付し、不良内容欄にその内容を記入すること。

3 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

別記様式第3

消防用設備等（特殊消防用設備等）点検者一覧表

点 検 者						設 備 名
住 所					氏 名	
社 名					電話番号	
資格		消防設備士				
種類等		交付年月日	交付番号	交付知事	講習受講年月	
甲 種	特 類	年 月 日			年 月	
甲・乙種	1 類	年 月 日			年 月	
甲・乙種	2 類	年 月 日			年 月	
甲・乙種	3 類	年 月 日			年 月	
甲・乙種	4 類	年 月 日			年 月	
甲・乙種	5 類	年 月 日			年 月	
乙 種	6 類	年 月 日			年 月	
乙 種	7 類	年 月 日			年 月	
備 考						
資格		消防設備点検資格者				
種類等		交付年月日	交付番号	有効期限		
特	種	年 月 日		年 月 日		
第 1	種	年 月 日		年 月 日		
第 2	種	年 月 日		年 月 日		

点 検 者						設 備 名
住 所					氏 名	
社 名					電話番号	
資格		消防設備士				
種類等		交付年月日	交付番号	交付知事	講習受講年月	
甲 種	特 類	年 月 日			年 月	
甲・乙種	1 類	年 月 日			年 月	
甲・乙種	2 類	年 月 日			年 月	
甲・乙種	3 類	年 月 日			年 月	
甲・乙種	4 類	年 月 日			年 月	
甲・乙種	5 類	年 月 日			年 月	
乙 種	6 類	年 月 日			年 月	
乙 種	7 類	年 月 日			年 月	
備 考						
資格		消防設備点検資格者				
種類等		交付年月日	交付番号	有効期限		
特	種	年 月 日		年 月 日		
第 1	種	年 月 日		年 月 日		
第 2	種	年 月 日		年 月 日		

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 住所、社名及び電話番号の欄は、点検者が会社（会社以外の法人に所属する場合は当該法人）に所属する場合には、当該所属する会社の住所、社名及び電話番号を記入すること。

3 資格の欄は、消防設備士又は消防設備点検資格者の種類等、交付年月日、交付番号、交付機関、最新の講習受講年月、有効期限を記載すること。

4 誘導灯及び誘導標識の点検を実施した者は、備考欄に電気工事士法(昭和35年法律第139号)第3条に規定する電気工事士免状又は電気事業法(昭和39年法律第170号)第44条第1項に規定する第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状若しくは第三種電気主任技術者免状のいずれかの免状の種類、交付番号及び交付年月日を記載すること。（第二種消防設備点検資格者の免状の交付を受けている者を除く。）

附 則

- 1 この告示は、平成16年6月1日から施行する。
- 2 消防法施行規則の規定に基づき消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書を定める件(昭和50年消防庁告示第3号)は、廃止する。
- 3 この告示の施行の際現に存する消防法施行規則の規定に基づき消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件別記様式第1、第2及び第3は、この告示の別記様式第1、第2及び第3にかかわらず、平成17年5月31日までの間は、これを使用することができる。

附 則 (平成18年7月3日消防庁告示第32号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年2月26日消防庁告示第2号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年9月15日消防庁告示第18号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年2月5日消防庁告示第4号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年4月14日消防庁告示第14号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年3月29日消防庁告示第6号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年4月18日消防庁告示第6号)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める部分は、平成31年7月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の消防法施行規則第31条の6第1項及び第3項の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式別記様式第1から第3までに規定する様式は、前項の規定にかかわらず、平成31年9月30日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則 (令和2年12月25日消防庁告示第19号)

この告示は、公布の日から施行する。

消防庁告示第24号

平成22年12月24日

消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件

消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件(平成16年消防庁告示第9号)第2第1号及び第2号並びに第4の規定に基づき、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件(昭和50年消防庁告示第14号)の一部を次のように改正する。

別表第1(4)中「消火器のうち」を「消火器(二酸化炭素消火器及びハロゲン化物消火器を除く。以下同じ。)のうち、」に、「、設置後1年」を「設置後1年、蓄圧式の消火器にあっては製造年から5年」に、「、又は消火器の外形の点検において安全栓、安全栓の封の」を「又は消火器の外形の点検において安全栓、安全栓の封若しくは」に、「3年を経過したものうち、蓄圧式の消火器(二酸化炭素消火器及びハロゲン化物消火器を除く。)及び加圧式の粉末消火器」を「消火器の外形の点検において安全栓、安全栓の封又は緊結部等に異常が認められなかったものうち、製造年から3年を経過した加圧式の粉末消火器及び5年を経過した蓄圧式の消火器」に改め、

同表(4)ソ中「二酸化炭素消火器、ハロゲン化物消火器及び」を削り、

同表中(5)を(6)とし、

(4)の次に次のように加える。

(5) 消火器の耐圧性能

消火器のうち、製造年から10年を経過したもの又は消火器の外形の点検において本体容器に腐食等が認められたものについて実施すること。ただし、この点検を実施してから3年を経過していないものを除く。

ア 本体容器

所定の水圧をかけた場合において、変形、損傷又は漏水等がないこと。

イ キャップ

所定の水圧をかけた場合において、変形、損傷又は漏水等がないこと。

別記様式第1(その2)を次のように改める。

別記様式第1(その2)

附則

1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までの間は、この告示による改正後の消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件別表第1に定める消火器のうち、製造年から10年を経過したもの(消火器の外形の点検において本体容器に腐食等が認められたものを除く。)にあっては、抜取り方式により実施することができるものとして、この規定を適用する。

別記様式第 1

消火器具 (その 2)

消火器 の 内 部 等 ・ 機 能	本・ 体内容 筒等	本 体 容 器											
		内 筒 等											
	消薬 火剤	液 面 表 示											
		性 状											
		消 火 薬 剤 量											
		加 圧 用 ガ ス 容 器											
		カッター・押し金具											
		ホ ー ス											
		開閉式ノズル・切替式ノズル											
		指 示 圧 力 計											
		使用済みの表示装置											
		圧 力 調 整 器											
		安 全 弁 ・ 減 圧 孔 (排圧栓を含む。)											
		粉 上 り 防 止 用 封 板											
		パ ッ キ ン											
	サイホン管・ガス導入管												
	ろ 過 網												
	放 射 能 力												
	消 火 器 の 耐 圧 性 能												
簡火 易用 消具	外 形	/	/	/	/	/	/						
	水 量 等	/	/	/	/	/	/						
備 考													
測 定 機 器	機 器 名	型 式	校正年月日	製造者名	機 器 名	型 式	校正年月日	製造者名					
器 種 名	設 置 数	点 検 数	合 格 数	要 修 理 数	廃 棄 数								

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 消火器の種別欄は、該当するものについて記入すること。Aは粉末消火器、Bは泡消火器、Cは強化液消火器、Dは二酸化炭素消火器、Eはハロゲン化物消火器、Fは水消火器をいう。

3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は不良個数を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。

4 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。

5 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

● 警報設備
危政令 21
指定数量の倍数が 10 以上の製造所等で総務省令で定めるものは、総務省令で定めるところにより、火災が発生した場合自動的に作動する火災報知設備その他の警報設備を設置しなければならない。
規則・関連政令等
○則 36 の 2 (警報設備を設置しなければならない製造所等) 製造所等のうち移動タンク貯蔵所以外のものとする。 ○則 37 (製造所等の警報設備) 1 自動火災報知設備 2 消防機関に報知ができる電話 3 非常ベル装置 4 拡声装置 5 警鐘 ○則 38-1 (警報設備の設置の基準) 1 製造所又は一般取扱所のうち、高引火点危険物のみを 100℃未満の温度で取り扱うものにあつては延べ面積が 500 m²以上のもの、その他のものにあつては指定数量の倍数が 100 以上のもので屋内にあるもの、延べ面積が 500 m²以上のもの又は一般取扱所の用に供する部分以外の部分を有する建築物に設ける一般取扱所 (当該建築物の一般取扱所の用に供する部分以外の部分と開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているものを除く。) には、自動火災報知設備を設けること。 2 前号に掲げるもの以外の製造所等 (移送取扱所を除く。) で、指定数量の倍数が 10 以上のものにあつては、前条第 2 号から第 5 号までに掲げる警報設備のうち 1 種類以上設けること。 ○則 38-2 (自動火災報知設備の設置の基準) 1 自動火災報知設備の警戒区域 (火災の発生した区域を他の区域と区分して識別することができる最小単位の区域をいう。以下この号及び次号において同じ。) は、建築物その他の工作物の 2 以上の階にわたらないものとする。ただし、1 の警戒区域の面積が 500 m²以下であり、かつ、当該警戒区域が 2 の階にわたる場合又は階段、傾斜路、エレベータの昇降路その他これらに類する場所に煙感知器を設ける場合は、この限りでない。 2 1 の警戒区域の面積は、600 m²以下とし、その 1 辺の長さは、50m (光電式分離型感知器を設置する場合にあつては、100 m) 以下とすること。ただし、当該建築物その他の工作物の主要な出入口からその内部を見通すことができる場合にあつては、その面積を 1,000 m²以下とすることができる。 3 自動火災報知設備の感知器は、屋根 (上階のある場合にあつては、上階の床) 又は壁の屋内に面する部分 (天井のある場合にあつては、天井又は壁の屋内に面する部分及び天井裏の部分) に、有効に火災の発生を感知することができるように設けること。 4 自動火災報知設備には、非常電源を附置すること。 ○則 38-3 自動信号装置を備えた第 2 種又は第 3 種の消火設備は、第 1 項の基準を適用するにあつては、自動火災報知設備とみなす。
通達・質疑・行政指導等
「製造所又は一般取扱所における自動火災報知設備の設置について」 別添資料 7 参照